

あんぱち暮らし応援クーポン券事業実施要綱

令和8年4月1日

告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けた生活者に対し、あんぱち暮らし応援クーポン券（以下「商品券」という。）を発行することによって、消費下支え等を通じた生活者支援を行うとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商品券 前条の目的を達成するために安八町（以下「町」という。）が発行する金券をいう。

(2) 対象者 安八町住民基本台帳（令和8年4月1日現在）に記載された世帯主（以下「対象者」という。）をいう。

(3) 取扱店 商品券の取扱いができる事業者をいう。

(商品券の発行)

第3条 町はこの要綱の定めるところにより、対象者に商品券を発行する。

2 商品券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

3 商品券の1冊当たりの枚数は5枚とする。

4 商品券は令和8年4月1日現在の住民登録がある対象者に対し、当該世帯員分を発行する。

(商品券の発送)

第4条 対象者には商品券を確実な方法により発送する。

2 前項により発行した商品券については、紛失等による再発行は行わない。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、商品券発行の日から令和8年12月31日（木）までとする。

3 取引に使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、取扱店に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払は行わないものとする。

4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することは

できない。

- (1) 金融商品、たばこ
 - (2) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの
 - (4) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
 - (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品仕入れ等）に利用すること
 - (6) その他、町が適当でないと認めたもの
- （取扱店の登録等）

第6条 取扱店として登録できる者は、安八町内に店舗等を有する事業者または、安八町商工会に加盟している事業者とする。

2 取扱店の登録をしようとするもの（以下「申請者」という。）は取扱事業者登録申請書に記入、若しくはインターネットにより申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、申請者に通知するものとする。

（取扱店の責務）

第7条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取引において商品券の受取りを拒まないこと。ただし、商品券の破損汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。

(2) 商品券の利用を見込んで、通常より高い価格設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。

(3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(4) 町と適切な連携体制を構築すること。

2 町は、取扱店が前項各号に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取消することができるものとする。

（商品券の換金）

第8条 町は、取扱店において商品券が使用された場合は、取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 換金の方法は、口座振替により行うものとする。

3 取扱店は、令和9年1月15日（金）までに商品券の換金を申し出なければならない。

（禁止）

第9条 購入引換券及び商品券は偽造し、又は不正に使用してはならない。

（破損等の届出）

第10条 商品券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。